

資料編（I）

関係法規・規程等

関係法規・規程等

- (1) 国立学校設置法（抄） (93)
- (2) 学校教育法（抄） (94)
- (3) 国立学校設置法施行規則（抄） (98)
- (4) 学校教育法施行規則（抄） (99)
- (5) 大学評価・学位授与機構組織運営規則 (104)
- (6) 大学評価・学位授与機構の評議員会及び運営委員会の運営に関する規程 (108)
- (7) 大学評価・学位授与機構学位審査会規程 (109)
- (8) 学位規則（抄） (111)
- (9) 学位規則第6条第1項第3号の規定により、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の学力がある者 (113)
- (10) 学位規則第6条第1項の規定により、学位授与機構が行う学士の学位授与の要件として短期大学又は高等専門学校を卒業した者等が行う学修で別に定めることとされたもの (113)
- (11) 専門委員会の設置に関する申合せ (114)
- (12) 学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程 (116)
- (13) 学士の学位授与に係る修得単位審査要項 (119)
(ただし、「専攻に係る修得単位の審査の基準」は省略)
- (14) 学位規則第6条第1項に基づく学士の学位授与に係る審査の体制等に関する申合せ (120)
- (15) 学位規則第6条第1項に基づく学士の学位授与の判定結果の通知方法について（申合せ） (121)
- (16) 「学位規則第6条第1項に基づく学士の学位授与の判定結果の通知方法について（申合せ）」による通知例 (122)
- (17) 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程 (124)
- (18) 学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程 (126)
- (19) 学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程 (130)
- (20) 大学評価・学位授与機構学位審査研究部調査研究協力者要項 (132)

(1) 国立学校設置法（抄）

（昭和24年5月31日）
（法律第150号）

最終改正 平成13年6月29日法律第76号

第1章 総則

（設置及び所轄）

第1条 文部科学省に、国立学校を設置する。

2 国立学校は、文部科学大臣の所轄に属する。

（国立学校）

第2条 この法律で「国立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校で国が設置するものをいい、第3章の3、第3章の5及び第3章の6に定める機関を含むものとする。

2 （略）

第3章の5 大学評価・学位授与機構

（大学評価・学位授与機構）

第9条の4 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

(1) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

(2) 学校教育法第68条の2第3項に定めるところにより、学位を授与すること。

(3) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

(4) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

2 前項第1号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第4章 職及び職員

（国立学校の職）

第10条 各国立学校に置かれる職の種類は、文部科学省令で定める。

（国立学校に置かれる職員の任免等）

第11条 国立学校に置かれる職員の任免、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び教育公務員特例法の定めるところによる。

第5章 雑則

（文部科学省令への委任）

第13条 この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校の位置並びに組織及び運営の細目については、文部科学省令で定める。

附 則（抄）

1 この法律は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成3年4月2日法律第23号抄）

（施行期日）

1 この法律は、平成3年7月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年3月31日法律第10号抄）

（施行期日）

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（注：第3章の5の全面改正その他を指す）（中略）の規定 平成12年4月1日（後略）

(2) 学校教育法（抄）

（昭和22年3月31日）
（法律第26号）

最終改正 平成13年7月11日法律第105号

第5章 大学

第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第52条の2 大学は、通信による教育を行うことができる。

第53条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第54条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

第55条 大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

② 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

第55条の2 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

第55条の3 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第55条第2項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に3年（同条第1項ただし書きの規定により修業年限を4年を超えるものとする学部の学生にあつては、3年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

(1) 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

(2) 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

第57条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

③ 大学の別科は、前条第1項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

第58条 大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④ 副学長は、学長の職務を助ける。

⑤ 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

⑥ 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑦ 助教授は、教授の職務を助ける。

⑧ 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

⑨ 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第62条 大学には、大学院を置くことができる。

第64条 公立若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する大学は、文部科学大臣の所轄とする。

第65条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第66条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第66条の2 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

第67条 大学院に入学することのできる者は、第52条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第52条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

第68条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第53条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第68条の2 大学（第52条の大学に限る。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとする。

② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

③ 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の5に規定する大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

(1) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同程度の学力を有すると認める者 学士

(2) 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるもの

を修了した者 学士，修士又は博士

④ 学位に関する事項を定めるについては，文部科学大臣は，第60条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第68条の3 大学は，当該大学に学長，副学長，学部長，教授，助教授又は講師として勤務した者であつて，教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し，当該大学の定めるところにより，名誉教授の称号を授与することができる。

第69条の2 大学は，第52条に掲げる目的に代えて，深く専門の学芸を教授研究し，職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

② 前項に掲げる目的をその目的とする大学は，第55条第1項の規定にかかわらず，その修業年限を2年又は3年とする。

③ 前項の大学は，短期大学と称する。

④ 第2項の大学には，第53条及び第54条の規定にかかわらず，学部を置かないものとする。

⑤ 第2項の大学には，学科を置く。

⑥ 第2項の大学には，夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

⑦ 第2項の大学を卒業した者は，準学士と称することができる。

⑧ 第2項の大学を卒業した者は，文部科学大臣の定めるところにより，第52条の大学に編入学することができる。

⑨ 第62条の規定は，第2項の大学については適用しない。

第5章の2 高等専門学校

第70条の2 高等専門学校は，深く専門の学芸を教授し，職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第70条の3 高等専門学校には，学科を置く。

② 前項の学科に関し必要な事項は，文部科学大臣が，これを定める。

第70条の4 高等専門学校の修業年限は，5年とする。ただし，商船に関する学科については，5年6月とする。

第70条の5 高等専門学校に入学することのできる者は，第47条に規定する者とする。

第70条の6 高等専門学校には，専攻科を置くことができる。

② 高等専門学校の専攻科は，高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより，これと同等以上の学力があると認められた者に対して，精深な程度において，特別の事項を教授し，その研究を指導することを目的とし，その修業年限は，1年以上とする。

第70条の8 高等専門学校を卒業した者は，準学士と称することができる。

第70条の9 高等専門学校を卒業した者は，文部科学大臣の定めるところにより，大学に編入学することができる。

第7章の2 専修学校

第82条の2 第1条に掲げるもの以外の教育施設で，職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し，又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は，専修学校とする。

(1) 修業年限が1年以上であること。

(2) 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

(3) 教育をうける者が常時40人以上であること。

第82条の3 専修学校には，高等課程，専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては，中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教

育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

③ 専修学校の専門課程において、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第82条の4 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

② 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第82条の10 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第56条第1項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

附 則（抄）

第93条 この法律は、昭和22年4月1日から、これを施行する。（後略）

附 則（平成3年4月2日法律第23号抄）

（施行期日）

1 この法律は、平成3年7月1日から施行する。

（学士の学位に関する経過措置）

4 改正前の学校教育法第63条第1項の規定による学士の称号は、改正後の学校教育法第68条の2第1項の規定による学士の学位とみなす。

附 則（平成3年4月2日法律第25号抄）

（施行期日）

1 この法律は、平成3年7月1日から施行する。

（準学士の称号に関する規定の適用）

2 第1条の規定による改正後の学校教育法（以下「新学校教育法」という。）第69条の2第7項及び第70条の8の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法第69条の2第2項の大学又は高等専門学校を卒業したものについても適用があるものとする。

附 則（平成10年6月12日法律第101号抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日法律第10号抄）

（施行期日）

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)（前略）附則第4項（注：第68条の2第3項中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改めることを指す）（中略）の規定 平成12年4月1日

附 則（平成13年7月11日法律第105号抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)（省略）

(2)（前略）第67条に1項を加える改正規定（後略） 平成14年4月1日

(3) 国立学校設置法施行規則（抄）

（昭和39年4月1日）
（文部省令第11号）

最終改正 平成13年3月31日文部科学省令第57号

第6章 大学評価・学位授与機構

（位置）

第51条 大学評価・学位授与機構の位置は、神奈川県とする。

（組織及び運営等）

第52条 大学評価・学位授与機構に置かれる職の種類並びに大学評価・学位授与機構の組織及び運営の細目については、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成3年文部省令第38号）の定めるところによる。

（評価の区分）

第52条の2 国立学校設置法第9条の4第1項第1号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（次号及び第3号に掲げるものを除く。）
- (2) 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
- (3) 大学等の各学部、各研究科、各附置研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価

（評価の実施の手続）

第52条の3 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。

（評価の実施の方法）

第52条の4 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

（意見の申立）

第52条の5 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たつては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

（大学等の評価に関する委任）

第52条の6 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第9条の4第1項第1号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

第8章 国立学校における授業料その他の費用

（国立学校における授業料その他の費用）

第55条 国立学校における授業料その他の費用については、他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところによる。

附 則（抄）

1 この省令は、公布の日から施行する。

6 大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第9条の4第1項第1号に規定する評価は行わないものとする。

附 則（平成3年6月28日文部省令第39号）

この省令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日文部省令第27号抄）

この省令は、平成12年4月1日から施行する。

(4) 学校教育法施行規則（抄）

（昭和22年5月23日）
（文部省令第11号）

最終改正 平成13年3月30日 文部科学省令第49号

第5章 大学

第1節 設備、編制、学部及び学科

第66条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の定めるところによる。

② 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）の定めるところによる。

第66条の2 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもつて構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもつて、教授会の議決とすることができる。

第2節 入学、退学、転学、留学、休学、卒業その他

第67条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。

第68条 学位に関する事項は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところによる。

第68条の2 学校教育法第55条の2に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第31条又は短期大学設置基準第17条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（学校教育法第56条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第30条第1項又は短期大学設置基準第16条第1項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第68条の3 学校教育法第55条の3に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が薬学を履修する課程その他授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

(1) 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第55条の3に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。

(2) 大学が、大学設置基準第27条の2に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

(3) 学校教育法第55条第1項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。

(4) 学生が、学校教育法第55条の3に規定する卒業を希望していること。

第68条の4 学校教育法第55条第1項ただし書の規定により修業年限を4年を超えるものとする学部
に在学する学生にあつては、学校教育法第55条の3の規定により在学すべき期間は、4年とする。

第68条の5 学校教育法第55条の3の規定により、一の大学（短期大学を除く。以下この条において

同じ。)に3年以上在学したものに準ずる者を、次の各号の一に該当する者であつて、在学期間が通算して3年以上となつたものと定める。

- (1) 第68条の3第1号及び第2号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者
- (2) 第68条の3第1号及び第2号の要件を満たす大学を退学した者であつて、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの
- (3) 第68条の3第1号及び第2号の要件を満たす大学を卒業した者であつて、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

第69条 学校教育法第56条の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (5) 高等学校に2年以上在学した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものであつて、文部科学大臣が別に定める要件を満たす大学において、数学又は物理学の分野における特に優れた資質を有し、かつ、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (6) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第70条 学校教育法第57条第2項又は第67条本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第5号から第7号までについては、大学院への入学に係るものに限る。

- (1) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 外国において、学校教育における16年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年）の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年）の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認められた者
- (6) 医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程については、前号の規定にかかわらず、大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認められた者
- (7) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、24歳）に達したものの

(8) その他大学の専攻科又は大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

② 学校教育法第57条第2項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等専門学校を卒業した者（修業年限を2年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）

(2) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を3年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を3年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

(3) 外国において、学校教育における14年（修業年限を3年とする短期大学の専攻科への入学については、15年）の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年（修業年限を3年とする短期大学の専攻科への入学については、15年）の課程を修了した者

(5) その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第70条の2 学校教育法第67条ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(5) その他大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第70条の3 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第72条 第28条及び第44条の規定は、大学に、これを準用する。

② 大学は、前項において準用する第44条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

第5章の2 高等専門学校

第72条の2 高等専門学校の設備、編制、学科、教育課程、教員の資格に関する事項その他高等専門学校の設置に関する事項については、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の定めるところによる。

第72条の3 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。

② 高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。

③ 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

④ 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事を置く高等専門学校にあつては、寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

⑤ 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

第72条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第20

条第3項により準用する同条第1項の規定により単位の修得を認定した場合には、当該学生について、第72条の6において準用する第44条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第72条の5 学校教育法第70条の6第2項の規定により、高等専門学校の特攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの
- (3) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) その他高等専門学校の特攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第72条の6 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第72条の7 第27条、第28条、第44条、第46条から第47条の2まで、第59条第1項及び第2項、第60条、第61条第1項、第62条、第63条、第65条第3項並びに第71条の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第47条中「毎月の第2土曜日及び第4土曜日」とあるのは「土曜日」と読み替えるものとする。

第7章の2 専修学校

第77条の2 専修学校の設備、編制、授業、教員の資格その他専修学校の設置に関する事項は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の定めるところによる。

第77条の3 専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める。

第77条の4 学校教育法第82条の3第2項に規定する専修学校の高等課程の入学に関し中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、第63条各号の一に該当する者とする。この場合において、同条第5号中「高等学校」とあるのは「専修学校」とする。

第77条の5 学校教育法第82条の3第3項の規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第56条に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第69条第1号から第4号までの各号の一に該当する者又は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (2) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

第77条の6 専修学校の学年の始期及び終期は、校長が定める。

第77条の7 専修学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置くことができる。

第77条の8 学校教育法第82条の10に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 修業年限が2年以上であること。
- (2) 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。

2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところ

ろにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、1年を下つてはならない。

第77条の9 第3条及び第4条の規定は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請について準用する。

第77条の10 第7条の7の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

第77条の11 第4条の2の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第7条の3の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第5条、第6条、第7条の6、第7条の9、第12条の4、第13条から第15条まで、第27条、第28条及び第46条の規定は、専修学校について、それぞれ準用する。

附 則（抄）

第81条 この省令は、昭和22年4月1日から、これを適用する。

附 則（平成3年6月25日文部省令第37号）

この省令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成10年8月14日文部省令第33号）

この省令は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第68条の次に一条を加える改正規定は平成10年10月1日から施行する。

(5) 大学評価・学位授与機構組織運営規則

(平成3年6月28日)
文部省令第38号

最終改正 平成13年文部科学省令第16号

(職員の種類)

第1条 大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に、次の職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 教授
- (3) 助教授
- (4) 事務職員
- (5) 技術職員

2 機構に、前項に掲げるもののほか、講師（非常勤の者に限る。以下同じ。）を置くことができる。

3 機構長は、機構の業務を掌理する。

4 教授は、研究に従事する。

5 助教授は、教授の職務を助ける。

6 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

7 事務職員は、庶務、会計等の事務に従事する。

8 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

(副機構長)

第1条の2 機構に副機構長2人を置き、教授及び事務職員をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を助け、機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。

(内部組織)

第2条 機構に、次の4部を置く。

- (1) 管理部
- (2) 評価事業部
- (3) 評価研究部
- (4) 学位審査研究部

(管理部)

第3条 管理部においては、次に掲げる事務を処理する。

(1) 庶務、会計及び施設等に関する事務

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第3項の規定による学位の授与に関する事務（学位審査研究部の所掌に属するものを除く。）

(3) 大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況についての評価（以下「大学等の評価」という。）に関する情報並びに大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務（評価研究部及び学位審査研究部の所掌に属するものを除く。）

2 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、文部科学大臣が別に定めるところにより、課を置く。

3 管理部及びこれに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 課長は、課の事務を処理する。

(評価事業部)

第3条の2 評価事業部においては、機構が行う大学等の評価に関する事務（管理部及び評価研究部の所掌に属するものを除く。）を処理する。

- 2 評価事業部に、その所掌事務を分掌させるため、文部科学大臣が別に定めるところにより、課を置く。
- 3 評価事業部及びこれに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 課長は、課の事務を処理する。
- 6 評価事業部に企画主幹2人を置き、事務職員をもって充てる。
- 7 企画主幹は、上司の命を受け、評価事業部の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

(評価研究部)

第3条の3 評価研究部においては、次に掲げる調査研究等を行う。

- (1) 大学等の評価に関する調査研究
 - (2) 機構が行う大学等の評価に関する企画
- 2 評価研究部に部長を置き、教授をもって充てる。
 - 3 部長は、部の事務を掌理する。

(学位審査研究部)

第4条 学位審査研究部においては、次に掲げる調査研究等を行う。

- (1) 学校教育法第68条の2第3項の規定による学位の授与に関する調査研究及び審査の企画
 - (2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究
 - (3) 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する調査研究
- 2 学位審査研究部に部長を置き、教授をもって充てる。
 - 3 部長は、部の事務を掌理する。

(評議員会)

第5条 機構に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、この規則に定めるもののほか、機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について審議し、機構長に助言又は勧告する。
- 3 評議員会は、評議員20人以内で組織し、評議員は、大学の学長その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部科学大臣が任命する。
- 4 評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 評議員は、非常勤とする。
- 6 評議員会の運営に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(運営委員会)

第6条 機構に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、この規則に定めるもののほか、機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じる。
- 3 運営委員会は、運営委員21人以内で組織し、運営委員は、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部科学大臣が任命する。
- 4 運営委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 運営委員は、非常勤とする。
- 6 運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。
(大学評価委員会)

第6条の2 機構に大学評価委員会を置く。

- 2 大学評価委員会は、機構長の定めるところにより、機構が行う大学等の評価について審議を行う。
- 3 機構長は、機構が行う大学等の評価に関し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 4 大学評価委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。
- 5 大学評価委員会に、機構が行う大学等の評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置くとともに、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。
- 6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。
- 7 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。
- 8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。
(学位審査会)

第7条 機構に学位審査会を置く。

- 2 学位審査会は、機構長の定めるところにより、学位の授与の審査及び学校教育法第68条の2第3項第2号に規定する教育施設に置かれる課程の認定等の審査を行う。
- 3 機構長は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第2項の規定により学位に関し必要な事項を定めるについては、学位審査会の議を経てこれを行うものとする。
- 4 学位審査会は、審査委員20人以内で組織し、審査委員は、機構の教授及び大学の教員等で高度の学識を有する者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。
- 5 学位審査会に、専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 6 専門委員は、機構の教授、審査委員及び大学の教員等で当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。
- 7 審査委員及び専門委員は非常勤とする。
- 8 審査委員及び専門委員の任期その他学位審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。
(自己評価等)

第8条 機構は、その業務の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 機構は、前項の点検及び評価の結果について、機構の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
(客員教授等)

第9条 機構長は、常時勤務の者以外の職員で機構において学位の授与の業務若しくは大学等の評価の業務又はこれらの調査研究に従事する者のうち、適当と認められる者に対しては、客員教授又は客員助教授を称せしめることができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、別に文部科学大臣が定める。

(名誉教授)

第10条 機構は、機構に機構長、教授又は助教授として勤務した者であって、機構の目的達成上特に功績のあった者に対し、機構の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日)

(施行期日)

1 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に任命される評議員及び運営委員の任期は、改正後の大学評価・学位授与機構組織運営規則第5条第4項及び第6条第4項の規定にかかわらず、それぞれ平成13年7月30日及び平成13年7月21日までとする。

附 則 (平成12年8月14日中央省庁等改革推進本部令第44号)

(施行期日)

第1条 この中央省庁等改革推進本部令(次条において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

第2条 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための文部科学省組織関係命令の整備に関する命令(平成13年文部科学省令第16号)となるものとする。

(6) 大学評価・学位授与機構の評議員会及び運営委員会の運営に関する規程

(平成3年7月1日)
(文部大臣裁定)
改正 平成12年6月20日

(趣旨)

第1 大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に置かれる評議員会及び運営委員会（以下「評議員会等」という。）の運営については、この規程に定めるところによる。

(会長及び副会長)

第2 評議員会等に会長及び副会長各1人を置く。

2 評議員会の会長及び副会長は、それぞれ評議員が互選する。

3 運営委員会の会長は、運営委員のうち機構の職員である者のうちから、副会長は、運営委員のうち機構の職員以外の者のうちから、それぞれ運営委員会において選出する。

4 会長は、それぞれ評議員会等の会務を総理する。

5 副会長は、それぞれの会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第3 評議員会等は、機構長の求めに応じ、会長がこれを招集する。

(議事)

第4 評議員会等は、それぞれ評議員及び運営委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 評議員会等の議事は、それぞれ出席した評議員及び運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第5 この規程に定めるもののほか、評議員会等の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、当該評議員会等の議を経て、機構長が定める。

附 則

この裁定は、平成3年7月1日から実施する。

附 則 (平成12年6月20日文高大第125号)

この裁定は、平成12年6月20日から実施し、平成12年4月1日から適用する。

(7) 大学評価・学位授与機構学位審査会規程

(平成3年7月23日)
規程第1号
改正 平成6年5月30日規程第1号
平成7年6月9日規程第1号
平成12年4月1日規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成3年文部省令第38号）第7条第8項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の審査委員及び専門委員の任期その他学位審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期)

第2条 審査委員及び専門委員の任期は、1年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補欠の審査委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審査委員及び専門委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 学位審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、審査委員の互選により定める。

2 委員長は、学位審査会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第4条 学位審査会は、機構長の求めに応じ、委員長が招集する。

(議事)

第5条 学位審査会は、審査委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項の議決に当たっては、出席した審査委員の3分の2以上の賛成があることを必要とする。

(専門委員会)

第6条 学位審査会に、専門の事項を調査するため、委員長の定めるところにより、専攻分野に従い専門委員で構成する数個の専門委員会を置く。

2 学位審査会に、特別の事項を調査するため、委員長の定めるところにより、特別専門委員会を置くことができる。

3 専門委員会及び特別専門委員会（以下「専門委員会等」という。）に属すべき専門委員は、専門委員の中から委員長が指名する。

(主査及び副主査)

第7条 専門委員会等に主査及び副主査各1人を置き、それぞれ当該専門委員会等に属する専門委員の互選により定める。

2 主査は、専門委員会等の会務を掌理する。

3 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

(臨時専門委員)

第8条 特別の事項を調査するため必要があるときは、専門委員会等に臨時専門委員を置くことがで

きる。

- 2 臨時専門委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから機構長が任命する。
- 3 臨時専門委員は、当該特別の事項の調査が終わったときは、退任するものとする。
- 4 臨時専門委員は、非常勤とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学位審査会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、学位審査会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成3年7月23日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成3年度に任命される審査委員及び専門委員の任期は、平成4年7月31日までとする。

附 則 (平成6年5月30日規程第1号)

- 1 この規程は、平成6年5月30日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成6年度以降、年度の途中で任命される専門委員の任期は、当分の間、当該年度の末日までとする。

附 則 (平成7年6月9日規程第1号)

- 1 この規程は、平成7年6月9日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成7年度以降、年度の途中で任命される審査委員の任期は、当分の間、当該年度の末日までとする。

附 則 (平成12年4月1日規程第1号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(8) 学位規則 (抄)

(昭和28年4月1日)
(文部省令第9号)

最終改正 平成12年10月31日省令第53号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第68条の2第1項から第3項までの規定により大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は大学評価・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第2章 大学が行う学位授与

(学士の学位授与の要件)

第2条 法第68条の2第1項の規定による学士の学位の授与は、大学が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 法第68条の2第1項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対して行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第4条第3項の規定により前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第16条に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

(博士の学位授与の要件)

第4条 法第68条の2第1項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対して行うものとする。

2 法第68条の2第2項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対して行うことができる。

(学位論文の審査の協力)

第5条 前2条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第3章 大学評価・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第6条 法第68条の2第3項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(1) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者

(2) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの

(3) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

(4) その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第68条の2第3項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で

大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対して行うものとする。

(学位授与の審査への参画)

第7条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第4章 雑則

(論文要旨等の公表)

第8条 大学及び大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、当該大学又は大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(専攻分野の名称)

第10条 大学及び大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は大学評価・学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第12条 大学又は大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、それぞれ別記様式第1又は別記様式第2による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

第13条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

2 大学評価・学位授与機構は、第6条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年6月3日文部省令第27号)

この省令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月23日文部省令第24号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の学位規則第12条の規定にかかわらず、同条に規定する報告の様式については、平成6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成10年8月14日文部省令第34号)

この省令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日文部省令第35号抄)

1 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

(別記様式第1及び第2省略)

(9) 学位規則第6条第1項第3号の規定により、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の学力がある者

(平成3年6月5日)
(文部省告示第72号)

学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項第3号(注:現規定では第4号)の規定により、同項第1号及び第2号(注:現規定では第1号から第3号まで)に掲げる者と同等以上の学力がある者として次のように定め、平成3年7月1日から施行する。

- 1 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)による国立工業教員養成所を卒業した者
- 2 旧国立養護教諭養成所設置法(昭和40年法律第16号)による国立養護教諭養成所を卒業した者

(10) 学位規則第6条第1項の規定により、学位授与機構が行う学士の学位授与の要件として短期大学又は高等専門学校を卒業した者等が行う学修で別に定めることとされたもの

(平成3年6月5日)
(文部省告示第73号)

学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項の規定により、学位授与機構(注:現規定では大学評価・学位授与機構)が行う学士の学位授与の要件として短期大学又は高等専門学校を卒業した者等が行う学修で別に定めることとされたものを次のように定め、平成3年7月1日から施行する。

大学に置かれる専攻科における学修

(11) 専門委員会の設置に関する申合せ

(平成 6 年 5 月 17 日)
(学位授与機構審査会)
改正 平成 7 年 5 月 17 日
改正 平成 10 年 5 月 12 日
改正 平成 11 年 3 月 16 日
改正 平成 12 年 4 月 1 日

- 1 大学評価・学位授与機構学位審査会規程（平成 3 年 7 月 23 日規程第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、専門の事項を調査するため、当面次の専門委員会を置く。

文学・神学専門委員会
教育学専門委員会
社会学専門委員会
教養・学芸専門委員会
社会科学専門委員会
法学・政治学専門委員会
経済学・商学・経営学専門委員会
理学専門委員会
医学・薬学専門委員会
看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会
家政学・栄養学専門委員会
工学・芸術工学専門委員会
農学専門委員会
水産学専門委員会
芸術学専門委員会
体育学専門委員会
商船学・海上保安専門委員会

- 2 前項に定める専門委員会に必要な応じ部会を置き、部会の決定をもって専門委員会の決定とすることができる。部会を置く専門委員会及び部会の名称は別表のとおりとする。
- 3 部会には、部会専門委員の互選により主査を置く。
- 4 専門委員会及び部会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、それぞれ各専門委員会及び各部会が定める。
- 5 調査事項が複数の専門委員会又は複数の部会に関わる場合は、学位審査会委員長が調整する。
- 6 この申合せは平成 6 年 5 月 17 日から適用し、学士専門委員会の設置について（平成 4 年 5 月 18 日学位授与機構審査会）、特別専門委員会（専攻科認定関係）の運営について（申合せ）（平成 4 年 12 月 21 日特別専門委員会（専攻科認定関係））及び工学専門委員会の運営について（申合せ）（平成 3 年 11 月 13 日工学専門委員会）は、廃止する。

附 則

この申合せは、平成 7 年 5 月 17 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成10年5月12日から適用する。

附 則

- 1 この申合せは、平成11年3月16日から適用する。
- 2 社会科学に関する特別専門委員会の設置について（平成6年11月15日学位授与機構審査会）及び専攻分野「社会科学」で申請があった場合の審査体制について（平成7年1月24日学位授与機構審査会）は、廃止する。

附 則

この申合せは平成12年4月1日から適用する。

別表

部会を置く専門委員会及び部会の名称

専門委員会	部会の名称	専門委員会	部会の名称
文学・神学専門委員会	国語国文学部会 英語・英米文学部会 独語・独文学部会 仏語・仏文学部会 ロシア語・ロシア文学部会 中国語・中国文学部会 歴史学部会 哲学部会 心理学部会 宗教学部会	家政学・栄養学専門委員会	家政学部会 栄養学部会
		工学・芸術工学専門委員会	機械工学部会 電気電子工学部会 情報工学部会 応用化学部会 材料工学部会 土木工学部会 建築学部会 応用物理学部会 航空工学部会 造形工学・芸術工学部会 福祉工学部会
社会学専門委員会	社会学部会 社会福祉学部会		
理学専門委員会	数学・情報系部会 物理学・地学系部会 化学系部会 生物学系部会	芸術学専門委員会	音楽部会 美術部会
医学・薬学専門委員会	医学部会 薬学部会		
看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会	看護学部会 検査技術科学部会 放射線技術科学部会 理学・作業療法学部会 鍼灸学部会		

(12) 学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程

(平成4年1月14日)
規程第5号)

改正 平成8年1月17日規程第1号
平成9年3月27日規程第1号
平成11年1月12日規程第1号
平成12年4月1日規程第3号
平成12年12月1日規程第13号
平成12年12月27日規程第15号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が行う学士の学位の授与については、この規程の定めるところによる。
(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、次の各号の一に該当する者(大学(短期大学を除く。以下同じ。)に在学する者を除く。)で、機構の行う修得単位及び学修成果(専攻に係る特定の課題についての学修の成果をいう。以下同じ。)についての審査並びに試験に合格した者に授与するものとする。ただし、機構が適当と認めるときは、試験を行わないことができる。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入することができるもの
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が定める者
(単位の修得方法等)

第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

- (1) 2年以上にわたって、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、修業年限3年の短期大学(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第19条に規定する短期大学を除く。)を卒業した者並びに修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550時間以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあつては、1年以上にわたって、31単位以上を修得すること。
 - (2) 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。
 - (3) 前号の専攻に係る単位数は、第1号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に掲げる短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。
- 2 専攻分野により、学士の学位の授与を受けようとする場合の単位の修得方法等が前項の規定によ

ることが適当でないと機構が認めるときは、単位の修得方法等を別に定めることができる。

(学士の学位授与の申請)

第4条 第2条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料22,000円を添え、4月又は10月の機構が別に定める期間に大学評価・学位授与機構長（以下「機構長」という。）に申請するものとする。

- (1) 第2条各号の一に該当する者である旨の学（校）長の発行する証明書
- (2) 単位修得状況等申告書及び学（校）長の発行する単位修得証明書
- (3) 学修成果

2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。

3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(審査の付託)

第5条 前条の規定により学士の学位授与の申請があったときは、機構長は、学位審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

(学士の学位授与の審査)

第6条 前条の規定により審査の付託があったときは、学位審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。

2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。

3 専門委員会は、第1項の審査及び試験が終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。

4 学位審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(学士の学位の授与)

第7条 機構長は、前条第4項の学位審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式により学位記を授与し、学士の学位を授与しない者にはその旨を通知するものとする。

(専攻分野の名称)

第8条 機構が授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

2 機構が適当と認めるときは、前項に規定する専攻分野の名称以外の名称を付記することができるものとする。

(学位の名称)

第9条 機構から学士の学位を授与された者は、学士の学位の名称を用いるときは、その旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第10条 学士の学位を授与された者が、不正の方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したときは、機構長は、当該学士の学位を授与された者に対し聴聞の上、学位審査会及び専門委員会の議を経て、学士の学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年1月14日から施行する。
- 2 平成4年度における学位授与の申請の時期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成4年10月とする。

附 則（平成8年1月17日規程第1号）

この規程は、平成8年1月17日から施行する。

附 則（平成9年3月27日規程第1号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月12日規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規程第3号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月1日規程第13号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月27日規程第15号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

文学 教育学 神学 社会学 教養 学芸 社会科学 法学 政治学 経済学 商学
経営学 理学 薬学 看護学 保健衛生学 鍼灸学 栄養学 工学 芸術工学 商船学 農学
水産学 家政学 芸術学 体育学

別記様式

第号	大学評価・学位授与機構長 印	平成 年 月 日	学位を授与する 得し本機構の審査に合格したので学士（○○）の	本機構の定めるところにより所定の単位を修	生年月日	氏名	本籍（都道府県名）	学位記
----	-------------------	-------------------	-----------------------------------	----------------------	------	----	-----------	-----

(13) 学士の学位授与に係る修得単位審査要項

(平成4年9月1日)
(学位授与機構審査会)

改正 平成5年3月17日 平成7年1月24日 平成11年2月9日
平成5年7月30日 平成7年8月8日 平成11年8月27日
平成6年1月26日 平成8年3月14日 平成12年4月1日
平成6年8月29日 平成9年1月27日 平成12年12月27日
平成6年11月29日 平成10年11月10日

第1 学士の学位の授与に係る修得単位の審査については、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程(平成4年1月14日規程第5号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

第2 修得単位の審査は、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修し、かつ幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修しているかについて、以下の項目により行う。

1 専攻に係る単位について

(1) 専攻に係る単位は、専門的な内容の授業科目(以下「専門科目」という。)及び専門に関連する授業科目(以下「関連科目」という。)の単位とする。

(2) 専攻に係る修得単位の審査は、別表に定めるところにより行うものとし、別表に定める専攻の区分以外のものの取扱いについては、別に定める。

(3) 専攻に係る単位数62単位以上のうち、規程第2条各号の1に該当した後(以下「基礎資格該当後」という。)に修得すべき単位数は、専門科目の単位を含め31単位以上とする。ただし、規程第3条第1項第1号ただし書きに規定する修業年限3年の短期大学を卒業した者並びに修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550時間以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあつては、専攻に係る単位数62単位以上のうち、基礎資格該当後に修得すべき単位数は、専門科目の単位を含め16単位以上とする。

2 専門科目の単位以外の単位について

専門科目の単位以外に修得すべき単位数は、規程第2条各号に掲げる短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位と合わせて、24単位以上とする。

3 外国語の単位について

修得単位には、外国語の単位(別表の専攻の区分「英語・英米文学」、「独語・独文学」、「仏語・仏文学」、「中国語・中国文学」及び「ロシア語・ロシア文学」の場合にあつては、当該外国語以外の外国語の単位)を含むものとする。

(別紙省略)

(14) 学位規則第6条第1項に基づく学士の学位授与に係る審査の体制等に関する申合せ

(平成6年5月17日)
(学位授与機構審査会)
改正 平成7年3月13日
平成12年4月1日

学位規則第6条第1項に基づく学士の学位授与に係る審査の体制等については、この申合せによる。

1 審査の体制

- (1) 修得単位の審査については、専門委員会の合議による判定案を作成する。
- (2) 学修成果の審査及び試験については、合わせて判定する。

学修成果・試験の審査は、専門委員会において、当該審査を行うために推薦された委員（臨時専門委員を含む。）の稟議による判定原案に基づき専門委員会の合議による判定案を作成する。

- (3) 上記(1)及び(2)に基づき、専門委員会において総合判定案を作成し、学位審査会に報告するものとする。
- (4) 学位審査会は、専門委員会の報告に基づき学士の学位授与の可否を判定する。

2 判定の方法

- (1) 専門委員会における修得単位及び学修成果・試験の判定案は、それぞれ「可」又は「不可」とする。
- (2) 学修成果・試験の判定原案を作成する際は、原則として5段階 [A (特に優れている), B (優れている), C (普通), D (劣る), E (特に劣る)] で評価するものとする。ただし、必要に応じ「可」又は「不可」と評価することができる。

なお、5段階評価の結果、A, B, Cを「可」とし、D, Eは「不可」の判定案とする。

- (3) 専門委員会の総合判定案は「合」又は「否」とする。
- (4) 学位審査会は、学士の学位授与の可否については「合格」又は「不合格」とする。
- (5) 不合格となった者で、修得単位の審査、学修成果・試験いずれかが「可」と判定された者から、当該判定通知日より3年以内に再申請があった場合、「可」と判定された結果に係る審査は免除する。

(15) 学位規則第6条第1項に基づく学士の学位授与の判定結果の通知方法について（申合せ）

（平成5年1月26日）
（学位授与機構審査会）
改正 平成5年7月30日
平成6年1月26日
平成12年3月17日

学位規則6条第1項に基づく学士の学位授与の判定結果の通知方法については、下記のとおりとする。

記

- 1 審査結果の通知は、「合格」及び「不合格」とする。
なお、「不合格」の場合は、修得単位の審査及び学修成果・試験の区分ごとに「可」又は「不可」の判定を通知し、そのうち「不可」の判定については、その不可となった理由も合わせて通知する。
- 2 この申合せは、平成5年度10月申請分から適用する。

(16) 「学位規則第6条第1項に基づく学士の学位授与の判定結果の通知方法について（申合せ）」による通知例

1 「合格」の場合

	評学機構学第 号 平成 年 月 日
殿 大学評価・学位授与機構長 学士の学位授与の申請に係る審査の判定 結果について（通知） 平成 年 月期に申請のあった学士の学位の授与について、審査の結果下記 のとおり判定されましたので通知します。 記 合 格	

2 「不合格」の場合

	評学機構学第 号 平成 年 月 日									
殿 大学評価・学位授与機構長 学士の学位授与の申請に係る審査の判定 結果について（通知） 平成 年 月期に申請のあった学士の学位の授与について、審査の結果下記 のとおり判定されましたので通知します。 記										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">判 定 結 果</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">不 合 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">審査の区分 ごとの判定</td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">修得単位の審査</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">) (別紙)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">学修成果・試験の審査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	判 定 結 果	不 合 格	審査の区分 ごとの判定	修得単位の審査) (別紙)			学修成果・試験の審査		
判 定 結 果	不 合 格									
審査の区分 ごとの判定	修得単位の審査) (別紙)								
	学修成果・試験の審査									

(別紙)

不合格の場合のパターン

①	修得単位	不可	〇〇〇〇の単位について 「〇〇〇に関する科目」○単位不足
	学修成果・試験	可	
②	修得単位	可	
	学修成果・試験	不可	(別記から該当する理由を記載)
③	修得単位	不可	〇〇〇〇の単位について 「〇〇〇に関する科目」○単位不足
	学修成果・試験	不可	(別記から該当する理由を記載)
④	修得単位	—	平成〇年〇月期申請において「可」の判定済
	学修成果・試験	不可	(別記から該当する理由を記載)
⑤	修得単位	不可	〇〇〇〇の単位について 「〇〇〇に関する科目」○単位不足
	学修成果・試験	—	平成〇年〇月期申請において「可」の判定済

(別記) 学修成果・試験が不可の場合の例

- 学修成果のテーマの設定が適切でない
- 学修成果の内容が水準に達していない
- 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない
- 試験を受けていない

判定結果証明書

受験番号		専攻分野	〇〇〇〇	専攻の区分	〇〇〇〇
氏名	〇〇〇〇	性別	男・女	生年月日	年 月 日
判定結果		不 合 格			
審査の区分 ごとの判定	修得単位の審査 学修成果・試験) 別紙不合格の場合のパターン①又は ②のうち該当するものを記載			

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

評学機構学証発第 号

大学評価・学位授与機構長

※ この証明書を、発行日から3年以内に再申請する際に申請書とともに提出すれば、「可」と判定された結果に係る審査は免除されます。

(17) 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程

(平成3年12月25日)
規程第4号

改正 平成8年1月17日規程第4号
平成12年4月1日規程第4号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項に規定する短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が定める要件を満たすもの(以下「学位規則第6条第1項に規定する専攻科」という。)の認定については、この規程の定めるところによる。

(専攻科の認定の要件等)

第2条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定する。

- (1) 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
 - (2) 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
 - (3) 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は助教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
 - (4) 授業科目を担当する教員は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に定める教授、助教授又は講師の資格に相当する資格を有する者であること。
 - (5) 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。
- 2 前項の認定は、専攻科に置かれる専攻ごとに行うものとする。

(専攻科の認定の申出の手続き)

第3条 認定を受けようとする専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者(国又は地方公共団体の場合にあつては、当該専攻科を置く短期大学の学長又は高等専門学校の校長とする。以下同じ。)は、認定を受けようとする年度の前年度の9月30日までに、専攻科認定申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、大学評価・学位授与機構長(以下「機構長」という。)に、申し出るものとする。

- (1) 専攻科等の概要を記載した書類
- (2) 学則及び専攻科に関する規則(以下「学則等」という。)
- (3) 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- (4) 専攻科の授業科目を担当する教員の履歴書、教育研究業績書及び担当授業科目に係る講義要目

2 前項の専攻科認定申出書及び前項各号に掲げる書類(次項において「専攻科認定申出書等」という。)の様式及び提出部数は、機構長が別に定める。

3 機構長は、必要があると認めるときは、専攻科認定申出書等以外の書類の提出を求め、又は専攻科認定申出書等の一部の提出を免除することができる。

(専攻科の認定の審査)

第4条 機構長は、前条の規定により専攻科の認定の申出があつたときは、学位審査会に専攻科の認定の可否について審査を付託するものとする。

2 前項の審査の付託があつたときは、学位審査会は、当該専攻科の教育課程及び教員組織等について審査を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。

3 専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。

4 学位審査会は、前項の報告に基づいて専攻科の認定の可否について審査し、その結果を機構長に

文書により報告する。

(専攻科の認定の通知)

第5条 機構長は、前条第4項の規定による学位審査会の報告に基づき、専攻科の認定の可否を決定し、その旨を認定を受けようとする年度の前年度の3月31日までに、当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校を設置者に通知するものとする。

2 学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定されなかったときは、前項の通知に際し、理由を示すものとする。

(変更の届出)

第6条 認定を受けた専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者(以下「認定専攻科の設置者」という。)は、次の事由があるときは、当該変更又は廃止をしようとする年度の前年度の9月30日までに機構長にその旨届け出るものとする。

(1) 専攻科の名称、目的、位置又は専攻科に係る学則等を変更しようとするとき

(2) 専攻科を廃止しようとするとき

(再審査)

第7条 機構長は、前条第1号の届出に基づき専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められるときは、認定専攻科の設置者に対し理由を示した上、変更しようとする年度の前年度の11月15日までに別に定める書類の届け出を求め、専攻科の認定の再審査を行うものとする。

2 前項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。

3 その他再審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(書類の届出)

第8条 認定専攻科の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、認定を受けた専攻科に係る当該学年度の学生数及び前学年度の修了者数を記載した書類を、機構長に届け出るものとする。

(教育の実施状況等の審査)

第9条 機構長は、認定を受けた専攻科における教育の実施状況等について、第5条の規定による認定の通知日又は第7条の規定による再審査の結果の通知日の属する年度の次年度の4月1日から、原則として5年ごとに審査を行うものとする。

2 認定専攻科の設置者は、審査実施年度の5月31日までに別に定める書類を届け出るものとする。

3 第1項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。

4 その他教育の実施状況等の審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(認定の取消し)

第10条 認定を受けた専攻科が、第7条又は第9条の規定による審査の結果第2条第1項各号に該当すると認められなくなった場合には、機構長は認定専攻科の設置者に対し聴聞の上、当該専攻科の認定を取り消すものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

2 前項の規定により専攻科の認定を取り消した場合には、機構長は当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者にその旨を通知するものとする。

附 則

1 この規程は、平成3年12月25日から施行する。

2 平成3年度の専攻科の認定の申出の期限は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成4年2月10日とする。

附 則 (平成8年1月17日規程第4号)

この規程は、平成8年1月17日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日規程第4号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(18) 学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程

(平成3年8月6日)
規程第2号

改正 平成8年1月17日規程第2号

平成9年3月27日規程第1号

平成12年4月1日規程第5号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第2項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が行う学位の授与については、この規程の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位の授与は、学校教育法第68条の2第3項第2号に規定する教育施設(以下「教育施設」という。)に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学の学部に対応する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位の授与は、教育施設に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学院の修士課程に対応する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対し行うものとする。ただし、機構が適当と認める場合には、特定の課題についての研究の成果の審査をもって論文の審査に代えることができる。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位の授与は、教育施設に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学院の博士課程に対応する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の申請)

第5条 前三条の規定により学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号による学位授与申請書に、次表の第1欄に掲げる学位の種類に応じ、同表第2欄に定める書類を添え、同表第3欄に掲げる期限以内に、大学評価・学位授与機構長(以下「機構長」という。)に申請するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
学 士	・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書	教育施設の課程修了後1月以内
修 士	・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書 ・論文(第3条ただし書の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。)(5部) ・論文の内容の要旨(5部) ・別記様式第2号による論文目録(5部) ・別記様式第3号による履歴書	教育施設の課程修了後1月以内
博 士	・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書 ・論文(5部) ・論文の内容の要旨(5部) ・別記様式第2号による論文目録(5部) ・別記様式第3号による履歴書	教育施設の課程修了後1月以内

- 2 前項の規定により提出する論文は、1篇に限るものとする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。
- 3 機構長は、審査のため必要があるときは、論文の訳文又は当該論文に係る模型若しくは標本等を提出させることができる。
- 4 第1項の規定により学位の授与を申請する者は、学位審査手数料として、学士にあっては22,000円、修士にあっては27,000円、博士にあっては60,000円を納付しなければならない。
- 5 受理した学位授与申請書及び論文等並びに学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(審査の付託)

第6条 前条の規定により学位授与の申請があったときは、機構長は、学位審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

(学士の学位授与の審査)

第7条 学士の学位に係る審査の付託があったときは、学位審査会は、申請者に係る当該教育施設の長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明に基づき審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(修士及び博士の学位授与の審査)

第8条 修士又は博士の学位に係る審査の付託があったときは、学位審査会は、当該論文の審査及び試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に論文の審査及び試験を付託する。

- 2 専門委員会においては、論文1篇につき3名以上の担当専門委員により当該論文の審査及び試験を行う。
- 3 担当専門委員は、論文の審査及び試験のため必要があるときは、当該教育施設の課程において研究指導等を担当していた者から研究指導の状況等について聴取することができる。
- 4 試験は、口述又は筆記の方法により行う。
- 5 担当専門委員は、論文の審査及び試験が終了したときは、論文の内容の要旨並びに審査及び試験の結果の要旨を専門委員会に文書により報告する。
- 6 専門委員会は、前項の報告に基づいて論文の審査及び試験の結果を学位審査会に文書により報告する。
- 7 学位審査会は、前項の報告に基づいて修士又は博士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。
- 8 学位審査会又は専門委員会において、修士又は博士の学位授与の可否について審査を留保し、継続して審査することが適当であると認めるときは、申請者に対し期日を定めて論文の補正及び関係資料の提出を求めることができる。

(審査期間)

第9条 審査は、学位授与申請書の提出があったときから、学士の学位については1月以内、修士又は博士の学位については6月以内に終了するものとする。ただし、博士の学位について前条第8項の規定により継続して審査することが適当であると認めるときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(学位の授与)

第10条 機構長は、第7条又は第8条第7項の規定による学位審査会の報告に基づき、学位を授与する者には学位の種類に応じ、別記様式第4号又は第5号による学位記を授与し、学位を授与しない者には、その旨を通知するものとする。

(専攻分野の名称)

第11条 学位を授与するに当たっては、当該学位記に適当な専攻分野の名称を付記するものとする。

(論文要旨等の公表)

第12条 機構長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第13条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、機構長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第14条 機構から学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、その旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第15条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、機構長は、当該学位を授与された者に対し聴聞の上、学位審査会及び専門委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

附 則

この規程は、平成3年8月6日から施行する。

附 則 (平成8年1月17日規程第2号)

この規程は、平成8年1月17日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日規程第1号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日規程第5号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

学位(学士, 修士, 博士)授与申請書

平成 年 月 日

大学評価・学位授与機構長 殿

本籍(都道府県名)
住所
氏名 印
生年月日

学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程第5条の規定により, 下記の書類及び学位審査手数料〇〇円を添え, (学士, 修士, 博士)の学位の授与を申請します。

- 1 課程の修了証明書及び単位修得証明書
- 2 論文 5部
- 3 論文の内容の要旨 5部
- 4 論文目録 5部
- 5 履歴書 1部

(備考) 2~5の書類は, 修士又は博士の学位授与申請の場合に添付する。

(別記様式第3号)

履 歴 書

本籍
現住所

ふりがな
氏名
生年月日
男・女

学歴
年 月 日
年 月 日

職歴
年 月 日
年 月 日

研究歴
年 月 日
年 月 日

賞罰

上記のとおり相違ありません
平成 年 月 日
氏名 印

(別記様式第2号)

論文目録

論文

- 1 題目
- 2 印刷公表の方法及び時期(未公表の場合は予定を記入)
- 3 冊数

参考論文

- 1 題目
- 2 印刷公表の方法及び時期(未公表の場合は予定を記入)

平成 年 月 日
学位授与申請者
氏名 印

(備考) 参考論文の欄には, 提出する参考論文のほか参考となる論文を列記すること。

(別記様式第4号)

学位記

本籍(都道府県名)
氏名
生年月日

平成 年 月 日

機
構
の
印
大
学
評
価
・
学
位
授
与
機
構
長
の
所
定
の
審
査
に
合
格
し
た
の
で
学
士
()
の
学
位
を
授
与
す
る

第 号

(別記様式第5号)

学位記

本籍(都道府県名)
氏名
生年月日

平成 年 月 日

機
構
の
印
大
学
評
価
・
学
位
授
与
機
構
長
の
所
定
の
審
査
及
び
試
験
に
合
格
し
た
の
で
()
修
士
()
博
士
()
の
学
位
を
授
与
す
る

第 号

(19) 学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程

(平成3年8月6日)
規程第3号

改正 平成8年1月17日規程第3号
平成12年4月1日規程第6号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第2項の規定に基づき、学校教育法第68条の2第3項第2号に規定する教育施設(以下「教育施設」という。)に置かれる課程で大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うものの認定については、この規程の定めるところによる。

(課程の認定)

第2条 大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)は、教育施設に置かれる課程で、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について学校教育法、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)等の関係規定に照らして審査し、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められるものを、それぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として認定する。

(課程の認定の申出の手続き)

第3条 課程の認定を受けようとする教育施設の長は、課程認定申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該所管省庁を経由して大学評価・学位授与機構長(以下「機構長」という。)に申し出るものとする。

- (1) 教育施設等の概要を記載した書類
 - (2) 次の事項を記載した教育施設の規則(以下「教育施設の規則」という。)
 - ア 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - イ 課程の組織に関する事項
 - ウ 教育課程に関する事項
 - エ 学習の評価に関する事項
 - オ 収容定員及び職員組織に関する事項
 - カ 入学及び課程の修了に関する事項
 - (3) 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
 - (4) 教育施設の長及び教員の履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目
 - (5) 設備の概要を記載した書類
 - (6) 校地等の概要を記載した書類
 - (7) 校舎その他の建物の概要を記載した書類
 - (8) 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要(医師、歯科医師、看護婦等の配置等を含む。)を記載した書類
- 2 前項の課程認定申出書及び前項各号に掲げる書類(次項において「課程認定申出書等」という。)の様式及び提出部数は、機構長が別に定める。
- 3 機構長は、必要があると認めるときは、課程認定申出書等以外の書類の提出を求めることができる。

(課程の認定の審査)

第4条 機構長は、前条の規定により課程の認定の申出があったときは、学位審査会に課程の認定の可否について審査を付託するものとする。

- 2 前項の審査の付託があったときは、学位審査会は、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、

施設設備等について審査を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。

3 専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。

4 学位審査会は、前項の報告に基づいて課程の認定の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(課程の認定の通知)

第5条 機構長は、前条第4項の規定による学位審査会の報告に基づき、課程の認定の可否を決定し、その旨を課程の認定の申出があったときから6月以内に当該所管省庁を経由して当該教育施設の長に通知するものとする。

(変更の通知)

第6条 課程の認定を受けた教育施設(以下「課程認定教育施設」という。)の長は、第3条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとするとき又は次の事由があるときは、当該所管省庁を経由して機構長にその旨通知するものとする。

- (1) 名称、目的、位置又は教育施設の長の変更
- (2) 教育施設の規則の変更
- (3) 校地、校舎、運動場その他直接に教育の用に供する土地建物に係る重要な変更
- (4) 認定を受けた課程の廃止

(再審査)

第7条 機構長は、前条の通知に基づき第3条第1項第2号に掲げる事項に重要な変更が生じると認められるときは、課程認定教育施設の長に対し理由を示した上、別に定める書類の提出を求め、課程の認定の再審査を行うものとする。

2 前項の再審査は、第4条及び第5条の規定に準用するものとする。

3 その他再審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(教育の実施状況等の審査)

第8条 機構長は、認定を受けた課程における教育の実施状況等について、第5条の規定による認定の通知日又は第7条の規定による再審査の結果の通知日の属する年度の次年度の4月1日から、原則として5年ごとに審査を行うものとする。

2 課程認定教育施設の長は、審査実施年度の5月31日までに、当該所管省庁を経由して別に定める書類を提出するものとする。

3 第1項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。ただし、審査の結果は、審査実施年度の3月31日までに通知するものとする。

4 その他教育の実施状況等の審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(学生数等の通知)

第9条 課程認定教育施設の長は、毎学年度開始後2月以内に、認定を受けた課程に係る当該学年度の学年別の学生数を、機構長に通知するものとする。

(課程の認定の取消し)

第10条 認定を受けた課程が第7条又は第8条の規定による審査の結果、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められなくなった場合には、機構長は当該課程の認定を取り消すものとする。

2 前項の規定により課程の認定を取り消した場合は、機構長は当該所管省庁を経由して当該教育施設の長にその旨を通知するものとする。

附 則

この規程は、平成3年8月6日から施行する。

附 則 (平成8年1月17日規程第3号)

この規程は、平成8年1月17日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日規程第6号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(20) 大学評価・学位授与機構学位審査研究部調査研究協力者要項

(平成8年3月26日)
機 構 長 裁 定
改正 平成12年4月10日

1 目的

この要項は、大学評価・学位授与機構学位審査研究部における調査研究に関する特定の事項について、学位授与の円滑な実施に資するため、調査研究協力者（以下「協力者」という。）を置くことについて、定めるものである。

2 調査研究事項

協力者は、次の事項の調査研究にあたる。

- (1) 外国における高等教育制度及び高等教育の学習の成果の評価等に関する事項
- (2) 高等教育段階の様々な学習機会とその内容、アクセスの方法等に関する事項
- (3) 身体に障害のある者等に対する学位授与の審査の実施方法等に関する事項
- (4) その他機構長が必要と認める事項

3 実施方法

- (1) 機構長は、2に掲げる事項について、必要に応じ調査研究協力者の会議及びその他の方法により、随時協力を得るものとする。
- (2) 学位審査研究部長は調査研究協力者の会議を必要に応じ招集し、その会務を総理する。
なお、学位審査研究部長に支障がある場合は、あらかじめ指名する者がその職務を代行する。

4 協力者の委嘱

機構長は、2に掲げる事項に関し専門の学識経験のある者を協力者として委嘱するものとする。

5 任期

協力者の任期は、委嘱した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

6 庶務

調査研究協力者の会議等に関する庶務は、管理部学位審査課において処理する。

附 則

この要項は、平成8年3月26日から実施する。

附 則

この要項は、平成12年4月10日から実施する。